

建設工事における週休2日の取組について

1 趣旨

建設業の働き方改革を推進し、持続可能な建設産業の実現に向けた労働環境の改善を目的として、週休2日の取組を推進するものです。

2 実施内容

週休2日適用工事を「発注者指定型」又は「受注者希望型」により実施し、現場閉所（現場休息）（以下「現場閉所等」という。）の達成状況に基づき、工事の種類毎に次の週休2日の区分に応じた補正係数を適用します。

また、週休2日を達成した場合は、工事成績評定表の「工程管理」及び「創意工夫」において評価するものとします。

(1) 週休2日の区分

ア 完全週休2日（土日）

対象期間の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）毎に現場閉所等を原則として土曜日及び日曜日に指定し、同一週内に2日以上現場閉所等を行うものをいいます。ただし、対象期間内のうち、日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行うことで実施できるものとします。

イ 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月毎に現場閉所等の日数が、4週8休（現場閉所等の割合が28.5%（8日／28日）以上のものをいう。以下同じ。）以上であるものをいいます。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の現場閉所等では4週8休に満たない月又は日数が28日に満たない月においては、当該月の対象期間内の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所等を行うことにより実施できるものとします。

(2) 発注者指定型

原則請負設計金額1億5千万円以上の工事で発注者が指定した工事とします。発注時は、工事の種類毎に月単位の週休2日の補正係数を適用して発注します。

完全週休2日（土日）を達成したと認めたときは、工事の種類毎に完全週休2日（土日）の補正係数を適用して変更契約を行います（港湾工事は、完全週休2日（土日）の補正係数の適用はありません。）。

月単位の週休2日を達成できなかったときは、月単位の週休2日の補正係数を除いて変更契約を行います。

(3) 受注者希望型

原則請負設計金額500万円以上1億5千万円未満の工事で発注者が指定した工事とします。発注時は、週休2日の補正係数を適用せず発注します。

受注者希望型の場合は、受注者が工事着手前に週休2日の実施の旨を申し出た工事について、現場閉所等の達成状況を確認し、これに基づき工事の種類毎の補正係数を適用して変更契約を行います。

【土木工事（水道工事及び港湾工事を含む。）】

現場閉所等の 達成状況	補正係数	
完全週休２日（土日）	ア 労務費	1.02
	イ 共通仮設費	1.02
	ウ 現場管理費	1.03
月単位の週休２日	ア 労務費	1.02
	イ 共通仮設費	1.01 (港湾工事は1.02)
	ウ 現場管理費	1.02 (港湾工事は1.03)

※通期の週休２日は廃止のため、補正係数の適用はありません。

※港湾工事は月単位の週休２日のみ補正係数を適用します。

【建築工事】

現場閉所等の 達成状況	補正係数	
完全週休２日（土日）	ア 労務費	1.02
	イ 現場管理費	1.01
月単位の週休２日	労務費	1.02

※通期の週休２日は廃止のため、補正係数の適用はありません。

3 対象工事

請負設計金額５００万円以上の工事で、発注者が指定したものとします。

4 実施時期

２０２５年度（令和７年度）７月１日以後に発注者が指定した工事について実施します。

なお、農林工事については週休２日の補正係数の適用はありません。農林工事の週休２日の取組の実施については、改めてお知らせします。